

プラスチック資源循環促進法（32条）による再商品化委託で市町村等が負担する費用について

(1) 市町村等が負担する製品プラ等の再商品化費用は、協会が定める市町村委託単価に製品プラ等の引取実績量に乗じて計算します。以下の1)、2)を合計したものが市町村委託単価となります。

1) 入札によって決定する再生処理費用（落札単価）

市町村等、保管施設ごとで単価が異なります。2月下旬に落札単価を通知いたします。

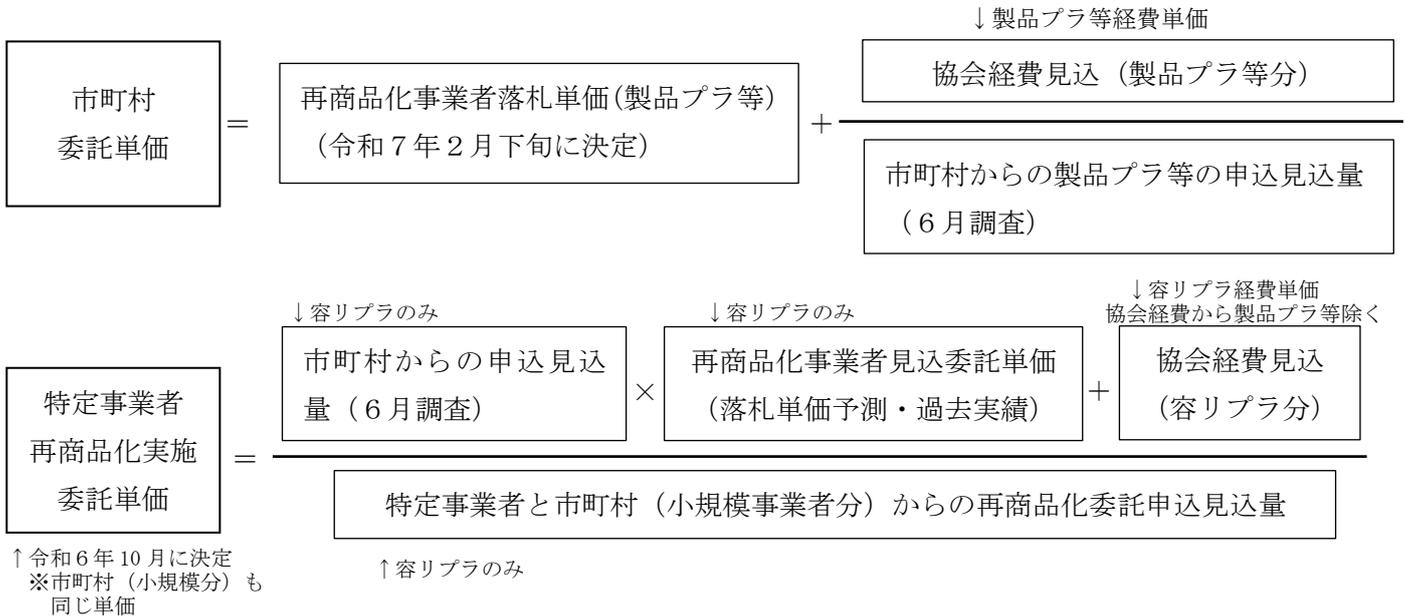
2) プラスチック資源循環促進法（32条）により発生する協会経費単価

協会が発生する費用の中から、プラスチック資源循環促進法（32条）に関わる経費を抜き出し、製品プラ等の申込見込量で除したものが単価となります。

※ プラスチック資源循環促進法（32条）における容リプラのうち、小規模事業者分（市町村負担分）の再商品化に係る費用については、市町村負担となります（市町村負担分を申込まない場合は発生しません）。

(2) 市町村等が負担する委託単価の計算式は以下のとおりです。

●令和7年度の委託単価の計算方法



(3) プラスチック資源循環促進法（32条）により発生する協会経費単価の考え方

令和7年度の特定事業者の再商品化実施委託単価(容リプラ)及び市町村の協会経費単価(製品プラ等)は、令和6年10月21日(月)開催の当協会理事会において機関決定される予定です。そのため本資料では、令和7年度協会経費単価の考え方のみお知らせいたします。なお、正式な再商品化実施委託単価及び協会経費単価は理事会終了後、改めてご通知させていただきますので、よろしくお願ひします。

●製品プラ等経費単価の計算方法

1. 市町村等が負担する経費のうち、分別収集物の再商品化で発生した明確な区分が不可能な費用を「共通経費」とし、そのうち市町村負担分として製品プラ等の重量比率で按分したものを「共通経費のうち市町村負担額」(A)とする。

一方、分別収集物の再商品化で追加的に発生した明確な区分が可能な費用(分別収集物の品質調査や再商品化製品等の分析に係る経費)を「市町村固有経費」(B)とする。

(B)は容リプラのみでは発生し得なかった費用であるという考え方にに基づきます。

2. (A)として市町村が令和7年度に負担する費用は、令和7年度予算ベースのプラスチック容器事業部の協会経費から分別収集物の再商品化に直接関係のない経費(特定事業者に関わる経費)を除いた額に、6月に実施した協会調査により把握した容リプラと製品プラ等の申込見込量に対する製品プラ等の重量按分とする。

以降、N年度に負担する(A)は、(N)年度予算ベースのプラスチック容器事業部の協会経費から製品プラ等の再商品化に直接関係のない経費(特定事業者に関わる経費)を除いた額に、容リプラと製品プラ等の申込見込量に対する製品プラ等の重量按分とする。

(B)として市町村が令和7年度に負担する費用は、令和6年度の上期実績と下期見込の合計費用とする。以降、N年度に負担する(B)は、(N-1)年度(前年度)の上期実績と下期見込の合計費用とする。

3. 令和7年度の協会経費見込(製品プラ等分)は上記(A)+(B)である。この費用を令和6年6月に調査した「市町村からの製品プラ等の申込見込量」で除したものが令和7年度の製品プラ等経費単価である。以降、N年度に負担する協会経費見込(製品プラ等分)は上記(A)+(B)である。この費用を(N-1)年6月に調査した「市町村からの製品プラ等の申込見込量」で除したものがN年度の製品プラ等経費単価である。

ただし、令和7年度の実績費用と令和7年度に市町村が負担した上記(A)+(B)の費用の差額は原則として令和9年度の単価に含める。以降、令和N年度の実績費用と令和N年度に市町村が負担した上記(A)+(B)の費用の差額は原則として令和(N+2)年度の単価に含める。

<参 考>

令和7年度プラスチック容器事業部の協会経費総額を特定事業者と市町村に負担する考え方

